

武蔵野市

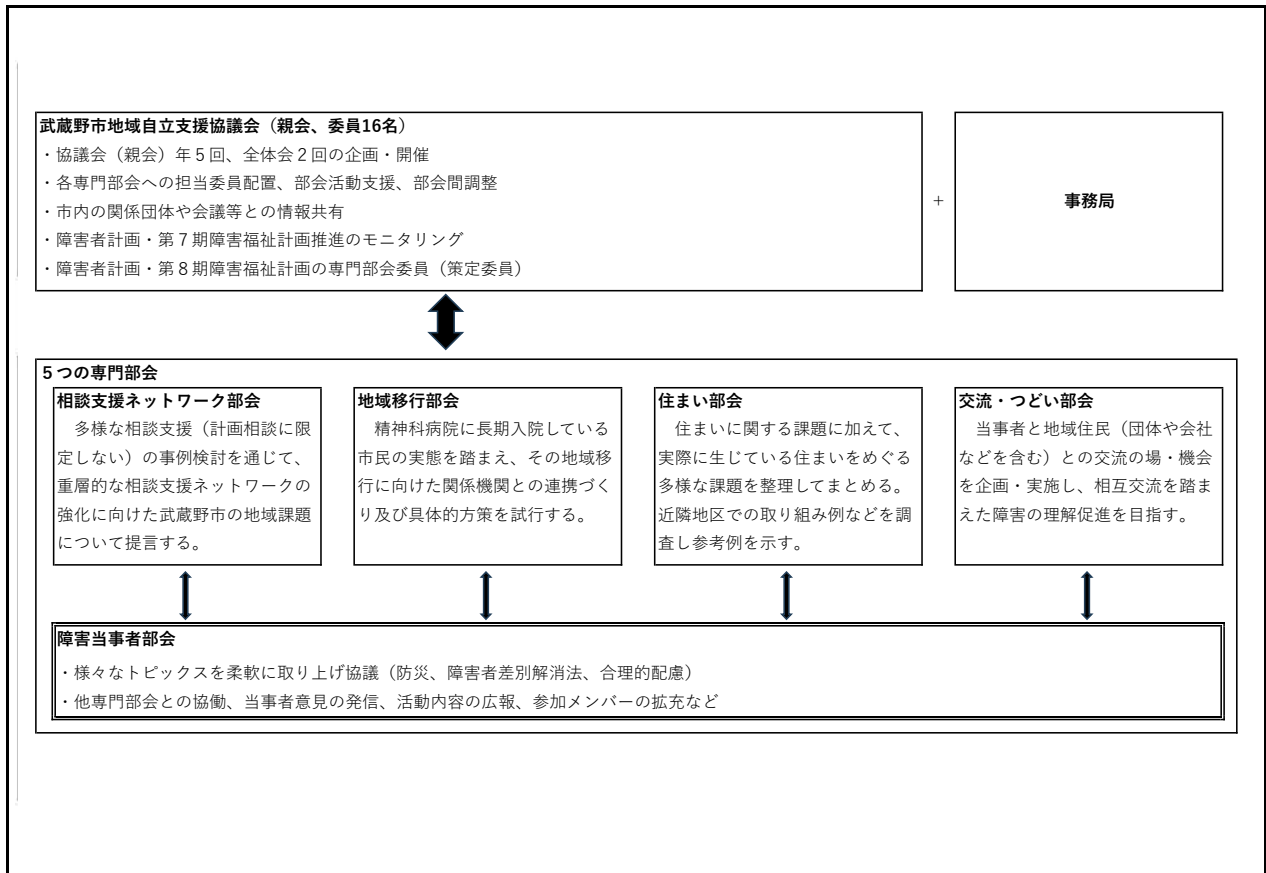
1 地域自立支援協議会の基本事項

(1) 名称 武蔵野市地域自立支援協議会

(2) ホームページURL

https://www.city.musashino.lg.jp/shiseijoho/shisaku_keikaku/kenkofukushibu_shisaku_keikaku/chikiiritsushienkyogikai/index.html

(3) 組織図



2 地域自立支援協議会の委員

(1) 委員名簿

No.	役職	氏名	所属	種別	備考	経年数
1		安藤 直子	社会福祉法人武蔵野千川福祉会 相談支援事業所せんかわ	相談支援事業者		1年
2		岩岡 由美子	民生児童委員協議会	民生委員・児童委員		3年
3	会長	岩本 操	武蔵野大学 人間科学部人間科学科教授	学識経験者		長期
4	副会長	大久保 さらさ	社会福祉法人武蔵野 地域生活支援センターびーと	相談支援事業者		2年
5		久保田 聡	明日の風法律事務所弁護士	法曹関係者		長期
6		坂入 竜治	昭和女子大学 人間社会学部福祉社会学科専任講師	学識経験者		1年
7		佐藤 亮太	株式会社浩仁堂 就労継続支援B型事業所カパーヌ	障害福祉サービス等事業者		1年
8		立野 信行	社会福祉法人おおぞら会 あすはKids	障害福祉サービス等事業者		長期
9		野澤 良治	特定非営利活動法人ゆうあいセンター ゆうあい製作所	障害福祉サービス等事業者		1年
10		福田 暁子	障害当事者部会員	障害当事者		1年
11		福本 千晴	障害当事者部会員	家族・関係団体		長期
12		本郷 倫子	社会福祉法人武蔵野 デイセンター山びこ	障害福祉サービス等事業者		1年
13		山本 紀之	特定非営利活動法人ミュー ワークショップMEW	障害福祉サービス等事業者		3年
14		横井 純子	東京都多摩府中保健所	保健所		1年
15		横山 勇	市民公募委員	地域住民		1年

(2) 委員構成

種別	全体会・ 部会名	全体会	相談支援 ネットワーク 部会	地域移行 部会	住まい部会	障害当事者 部会
学識経験者		2	1	1		
医療関係者		0		2		
保健所		1		2		
教育関係機関		0				
雇用関係機関		0				
企業		0				
障害当事者		1	1	2	2	23
ピアサポーター		0				
家族・関係団体		1			1	6
身体・知的障害者相談員		0				
相談支援事業者		2	8	3	1	
障害福祉サービス等事業者		5	4	5	10	4
社会福祉協議会		0				
法曹関係者		1				1
民生委員・児童委員		1				
地域住民		1				
行政職員(区市町村)		0	1	1	1	
行政職員(都)		0				
その他		0	1			
計		15	16	16	15	34

種別	全体会・ 部会名	交流つどい 部会
学識経験者		
医療関係者		
保健所		
教育関係機関		
雇用関係機関		
企業		
障害当事者		1
ピアサポーター		
家族・関係団体		1
身体・知的障害者相談員		
相談支援事業者		
障害福祉サービス等事業者		1
社会福祉協議会		
法曹関係者		
民生委員・児童委員		1
地域住民		1
行政職員(区市町村)		1
行政職員(都)		
その他		
計		6

3 地域自立支援協議会の活動状況

(1) 地域自立支援協議会での協議事項(複数回答)

① 相談支援事業の運営体制に関すること。

相談支援ネットワーク部会において、事例検討等を通して、ライフステージをまたいだこぼれ落ちることのない相談支援体制について検討した。

③ 地域移行・地域定着支援に関すること。

地域移行部会において、精神科病院に長期入院している患者の地域移行促進について検討するため、長期入院患者を対象としたニーズ調査を実施するための準備を行った。

⑦ 関係機関や他分野のネットワークに関すること。

相談支援ネットワーク部会において、ライフステージをまたいだこぼれ落ちることのない相談支援や分野を超えた支援者間のネットワークづくりについて検討した。

⑧ 社会資源の開発及び改善に関すること。

住まい部会において、障害者が一人暮らしを進める上で活用できる社会資源についての情報を整理し、今後必要な取り組みについて検討した。

⑨ 障害者差別解消法や条例、権利擁護に関すること。

障害当事者団体において、市内在住・在勤の障害当事者が主役になって交流する機会である「あったかまつり」を開催し、多様性の社会や相互理解を目指して、ボランティアや福祉団体の協力を得ながら準備・運営を行った。また、交流つどい部会において、市内のコミュニティセンターと施設のバリアフリー化について意見交換を行った。

⑩ 地域生活支援拠点等の整備に関すること。

市が実施する地域生活支援拠点等事業の担当者が会議に出席して事業報告を行った。

⑪ 障害福祉計画等に関すること。

障害福祉計画等の内容及び進捗状況について事務局から説明を行い共有した。

⑫ 地域自立支援協議会の運営に関すること。

協議会委員及び専門部会員が出席する全体の会議において、協議会の役割についてグループディスカッションを行った。

⑭ その他（情報共有）

各専門部会の活動状況について報告を受ける中で、各専門部会から挙げられた地域課題について共有した。また、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の内容や障害者福祉センター改築の進捗状況など、障害者福祉に関わる事項について情報共有を行った。

(2) 地域自立支援協議会としての役割（複数回答）

② 情報共有・情報発信

各専門部会の活動状況を報告・情報共有しあい、部会間連携を支援する。

⑤ 地域課題の整理

各専門部会からの活動報告を受け、課題整理を行う。

⑥ 課題解決に向けての検討

障害福祉計画における主な地域課題と連動するように専門部会を編成し、計画および課題解決の推進に向けて検討する。

⑦ 障害福祉計画等の進捗管理や調整

障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画推進のモニタリングを行う。

⑨ 構成員の資質向上・研修の場

各専門部会に関連する研修会等の開催支援を行う。

(3) 地域自立支援協議会として把握している地域課題

ア 地域課題に対して取り組んだ（取り組んでいる）内容又は取り組めなかった理由等（複数回答）

② 社会資源の開発及び改善

住まい部会において、障害者が一人暮らしを進める上で活用できる社会資源についての情報を整理し、今後必要な取り組みについて検討した。

③ 権利擁護・虐待防止

障害当事者団体において、市内在住・在勤の障害当事者が主役になって交流する機会である「あったかまつり」を開催し、多様性の社会や相互理解を目指して、ボランティアや福祉団体の協力を得ながら準備・運営を行った。また、交流つどい部会において、市内のコミュニティセンターと施設のバリアフリー化について意見交換を行った。

⑪ 地域移行・地域定着支援

地域移行部会において、精神科病院に長期入院している患者の地域移行促進について検討するため、長期入院患者を対象としたニーズ調査を実施するための準備を行った。

⑫ ライフステージを通じた支援

相談支援ネットワーク部会において、ライフステージをまたいだこぼれ落ちることのない相談支援や分野を超えた支援者間のネットワークづくりについて検討した。

イ 地域課題の中で、広域又は東京都全域で対応するほうが良いと考える課題

② 社会資源の開発及び改善

・国や都が行う医療費助成等の手続きについて、自治体窓口まで行かなくてもオンラインで申請できる仕組みづくり

② 社会資源の開発及び改善

・障害者が一人で入居できるバリアフリー住宅の確保
・家賃助成や住宅扶助の拡大
・不動産業界全体としての障害者支援への理解の向上

④ 福祉人材（マンパワー）の確保

・福祉に携わる人材の確保（育成や処遇改善）

4 地域自立支援協議会の活性化

(1) 法改正に伴う地域自立支援協議会の見直し等（複数回答）

- ① 個別事例の検討を通じて、地域のサービスの開発・改善につなげた。

各専門部会の活動において、個別事例の検討を通じて地域課題の抽出を行った。

ア 個別事例の検討を行った回数

イ 参加した事業者・機関等の数

各専門部会において検討を行っているため、全体の回数や参加者数は集計していない。

ウ 個別事例の検討を通じて取り上げた地域課題、サービスの開発・改善結果

- ・ ライフステージやサービスの変換期において、支援が途切れてしまうケースがある。
- ・ 障害者が一人暮らしを始める過程において、大家から入居を断られるケースがある。

- ③ 区市町村の担当部署と基幹相談支援センターが共同で事務局を担当するなど、基幹相談支援センターとの連携を強化した。

基幹相談支援センター職員が事務局として参加することで、基幹相談支援センターとの連携を強化している。

- ⑥ 地域生活支援拠点等の整備、コーディネーターの配置等、地域生活支援拠点等の整備や機能の充実について検討・検証を行った。

協議会の中で地域生活支援拠点等事業についての報告の機会を設けることで、地域生活支援拠点等への理解を促進した。

(2) 地域で生活する当事者の声の反映（複数回答）

- ① 当事者部会を設置している。（予定含む。）

専門部会として障害当事者部会を設置し、専門部会の中で当事者から挙げられた地域課題について、協議会で報告を受けている。

- ② 協議会の設置要綱等に当事者委員の数を規定し、全体会や部会に一定数の当事者が参画するようにしている。

要綱において「障害者等又はその家族」を委員として規定し、障害当事者の参画の機会を確保している。

- ③ 本会議や専門部会にオブザーバー等として参加して意見をいう機会を設けている。

本会議の委員として障害当事者が参加している。また、障害当事者部会の部会員が他の専門部会員を兼ねることで、各専門部会の活動に障害当事者の意見を反映できるようにしている。

- ⑤ 地域で生活する当事者に対してアンケート調査等を実施している。

障害者計画等の策定と合わせて、実態調査のためのアンケートを実施している。また、各専門部会の活動において、必要に応じて、当事者からの聞き取りやアンケートを実施している。

- ⑥ 障害のある人もない人も参加するイベント等を活用している。

障害当事者部会において、障害当事者が参加できる地域行事のあり方について地域団体と意見交換を行っている。

- ⑦ 東京都自立支援協議会の活動（地域自立支援協議会交流会、自立支援協議会担当者連絡会等）を通して情報を収集している。

交流会や連絡会に参加した委員及び市職員が協議会で内容を共有している。

(3) ICTの活用（複数回答）

① 当事者等が集合形式での参加が難しい場合、ハイブリッド形式（集合とリモートの双方に対応した方法）で会議を実施
障害の有無に関係なく、荒天等の事由により現地での参加が難しい場合には、WEB会議システムを活用している。

④ 会議資料をデータ配布、画面共有等により提供（紙を使用しない。）

会議資料のデータを事前に送付している。また、必要に応じて会議資料のテキストデータを送付している。

(4) 地域自立支援協議会の活動テーマ等

障害のある人が地域で暮らす権利を護るために、当事者と共に武蔵野市の地域課題に取り組む。

5 相談支援体制の拡充【新規】

(1) 相談支援体制を推進するための取組（複数回答）

① 基幹相談支援センター等、相談の中核となる窓口について、すぐに利用することができるよう、分かりやすく周知している。

基幹相談支援センター等の相談窓口について、ホームページ、市報、広報誌等を用いて周知している。

③ 計画作成だけでなく、サービスにつながない人への相談や、障害当事者の悩みや困りごとに寄り添う対応を行える窓口等がある。

基幹相談支援センターにて、必要に応じてケースワーカーによる相談を行っている。

(2) 地域移行に向けた相談体制（複数回答）

⑥ その他

精神科病院長期在院者への退院動機付支援を令和8年度に実施予定である。